

令5香南市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和5年10月5日

香南市監査委員 有岡 正博
同 安岡 敬子
同 片山 透

令和5年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間

令和5年7月3日から10日まで

3 監査の対象事項

(1) 令和4年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目

(2) 令和4年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

4 監査の対象課

福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、同（戻入繰越分）、障害福祉医療費高額療養費返納金

高齢者介護課 … 【介護特会】介護保険料

上下水道課 … 【公営企業会計】上水道使用料、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料

税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入

【国保特会】国民健康保険税

市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金、児童扶養手当過誤払金等返納金

【国保特会】第三者納付金（一般分）、返納金（一般分）

【後期特会】後期高齢者医療保険料

住宅政策課 … 【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費

- 農林水産課 … 【一般会計】 中山間地域総合整備事業分担金
- 建設課 … 【一般会計】 道路占用料、公共用財産使用料
- 学校教育課 … 【一般会計】 給食費納付金
- 生涯学習課 … 【一般会計】 のいちふれあいセンター使用料
- こども課 … 【一般会計】 保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金、児童クラブスポーツ保険料負担金、児童クラブ連絡帳代
- 商工観光課 … 【一般会計】 天然色劇場使用料

5 監査の着眼点

- (1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等、収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正、適切になされているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に令和4年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

1 収入未済額と不納欠損処分額

令和4年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。

第1表 (単位：円、%)

会計区分		4年度	3年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年	32,462,834	37,284,213	△ 4,821,379	△ 12.9
	過年	170,293,250	195,648,248	△ 25,354,998	△ 13.0
	小計	202,756,084	232,932,461	△ 30,176,377	△ 13.0
特別会計	現年	32,286,308	46,707,530	△ 14,421,222	△ 30.9
	過年	53,088,672	57,197,272	△ 4,108,600	△ 7.2
	小計	85,374,980	103,904,802	△ 18,529,822	△ 17.8
公営企業会計	現年	8,531,390	8,558,500	△ 27,110	△ 0.3
	過年	33,768,397	34,369,727	△ 601,330	△ 1.7
	小計	42,299,787	42,928,227	△ 628,440	△ 1.5
合計		330,430,851	379,765,490	△ 49,334,639	△ 13.0

令和4年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第2表のとおりである。

第2表 (単位：円、%)

会計区分	4年度	3年度	比較増減額	増減率
一般会計	16,119,916	22,991,317	△ 6,871,401	△ 29.9
特別会計	7,353,968	4,360,665	2,993,303	68.6
公営企業会計	249,790	2,502,890	△ 2,253,100	△ 90.0
合計	23,723,674	29,854,872	△ 6,131,198	△ 20.5

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は4,821,379円(12.9%)減少、過年度分は25,354,998円(13.0%)減少し、合計で30,176,377円(13.0%)減少となっている。特別会計では、現年度分が14,421,222円(30.9%)減少、過年度分は、4,108,600円(7.2%)減少し、合計で18,529,822円(17.8%)減少となっている。

公営企業会計では、現年度分で27,110円(0.3%)減少、過年度分で601,330円(1.7%)減少し、合計で628,440円(1.5%)減少となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は330,430,851円となっており、前年度に比べ49,334,639円(13.0%)減少しているが、看過できる状況ではない。引き続き裁判手続や差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により債権に応じた対応が望まれる。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は23,723,674円を計上し、前年度に比べ6,131,198円(20.5%)減少している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

2 収納事務における注意、改善すべき点

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令に則り、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) のいちふれあいセンター使用料について（生涯学習課）

のいちふれあいセンター使用料については、昨年度に調定票作成時期の不適切な事務処理について指摘していたところ、一定の改善はされている。

しかしながら、今回の監査で、調定票が未作成のまま使用料の入金があり、入金後に調定票を作成した事例が確認された。これは、使用者が使用料の納付にあたり請求書と見積書を必要としたため、それらをパソコンで作成し発行したが、その際に歳入を収入するときに行わなければならない調定手続を実施していなかった事案である。

地方自治法第 231 条において、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定されている。そして、政令である地方自治法施行令第 154 条第 1 項の規定を受けて、本市では、財務規則第 25 条において、「歳入の調定をしようとするときは、調定票により行うものとする。」と規定している。よって、歳入を収入する場合は、必ず調定の手続を行ったうえで納入の通知を行わなければならないが、調定票は、性質上前もって調定することができない場合を除き、事前に確実に作成しなければならない。

同センターにおける使用料の納付手続は、通常、同センターの予約システム内データに基づき、定期的に調定票及び納付書を作成している。そして、本事案のように、使用者からの要望により、予約システムにより作成した納付書ではなく、別途見積書及び請求書を作成して納入の通知を行う場合は、見積書及び請求書の作成と併せて、予約システムに当該使用料データを入力し、調定票を作成する取扱いとしている。しかし、本事案においては、その予約システムへのデータ入力を遺漏し、調定票の作成を行っていないことが確認された。

本事案のように、使用者から入金があれば、調定金額と収入金額に差額が生じ、調定票が未作成であることが確認できるが、仮に調定票が未作成の状態で当該年度に入金がなれなければ、滞納金の有無を確認することはできない。

今後は調定事務を適正に行うために、同センターにおける事務処理方法の見直しと、必ず複数職員による確認を徹底するチェック体制の強化を図り、適正な歳入の確保に努められたい。

また、のいちふれあいセンター使用料の減免については、「公民館等使用料減免に関する規則」で規定されており、それを根拠として減免割合を決定している。決定にあたり作成された起案文書中、減免割合を決定する根拠規定と当該根拠規定に基づく減免割合と合致しない減免を決裁・実施している事案が多く、また、減免申請書及び減免決定通知書の日付などの誤りもみられた。

市が減免を行うための意思決定となる起案文書において、減免の根拠は最も重要な部分であり、過誤があってはならない。減免根拠に誤りがあり、本来市の歳入となるべき使用料が適正でなかった場合には、改めて徴収又は還付すべき事案となる。団体の減免対象区分や利用目的等の内容を十分に確認したうえで、正しい減免根拠であるかを精査し、必ず複数職員による確認を徹底して、減免事務を適正に行われたい。

(2) 天然色劇場使用料について（商工観光課）

天然色劇場使用料の納付については、関係法令等に沿った事務処理が行われていない不適切な事例が2件確認された。

これらは、利用しようとする者から利用許可申請書の提出があったところ、その利用を許可することとし、利用許可書及び調定納入通知書を発行した。その後、利用者からそれぞれ利用日の2日前、4日前に利用取消承認申請書が提出されたため、同日承認した。その際、使用料については、同劇場施設の使用がなかったため、納付は不要とした事案である。

香南市使用料条例第4条では、「使用料は、公の施設の利用を開始する前に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。」と規定しており、使用料は利用前に納付することを原則としている。

これに対し、香南市天然色劇場の設置及び管理に関する条例（以下「設置及び管理に関する条例」という。）第7条では、「利用者は別表に定める使用料を納付しなければならない。」と規定し、香南市天然色劇場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第4条では、「天然色劇場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長の定める期日までに使用料を納付しなければならない。」と規定していることから、使用料は納付期日（使用前、使用后どちらでも市長が決定）までに納付する必要があるとしている。

そして、設置及び管理に関する条例第8条で、「既に納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。」と規定し、条例施行規則第8条において、使用料の還付に関して規定しており、同条第1号で「条例第8条ただし書きに該当するとき 全額」、同条第2号で「第6条の申請（利用の取消しの申請）がその利用日の前日から5日以前に提出されたとき 半額」を還付することとしている。

本事案の場合、利用取消理由が、それぞれ「出席予定者のコロナ感染」、「他施設を利用」としていることから、前者は設置及び管理に関する条例第8条ただし書きに該当する可能性はあるものの、後者は同ただし書き及び条例施行規則第8条に該当しない。また、使用料を還付する場合は、事前に使用料の納付が前提となるため、使用料を納付させるべきであったといえる。

以上のとおり、使用料は必ず納付することが原則である。例外として、使用料を不要とできるのは、条例施行規則第9条に規定される対象事由である「国又は地方公共団体が公益上の目的に利用するとき」、「市が主催する事業に利用するとき」及び「市長が特に必要と認めるとき」に使用料を免除とする場合のみである。本事案において、使用料を不要とした理由である「同劇場施設の使用がなかった」ことは、条例施行規則第9条に該当しない。

天然色劇場使用料については、本市における他の公共施設の使用料との取扱いに関して、整合性がとれていない。また、設置及び管理に関する条例の規定による使用料の加算の判断が明確ではなく、減免割合については、基準を規定していないため、前例に基づき事務処理を行っている。さらに、利用許可の変更、利用の取消しに対応する様式も定めていないことから、今一度、関係法令等を確認したうえで、必要に応じた改正を行うよう、適正な対応を求めるものである。

(3) 上下水道使用料について（上下水道課）

上下水道使用料に関して、令和4年度の不納欠損処理をした中に、不納欠損の対象とならない債権が含まれていることが確認された。

滞納者から書面による債務承認を徴収したことで時効は更新されていたが、時効に関しての誤った認識により、時効が完成したとして処理されたものであった。

債権管理は、法令等を理解し、正しい事務処理の知識や方法を認識して行わなければならない。課内においては、職員が研修や担当者会等の知識習得の場に参加できる環境づくりに努め、スキルアップにつながるよう取り組まれない。

そして、債権の適正な管理のためには、組織として債権管理体制を整えることが最も重要かつ必要である。担当者のみ任せではなく、過誤処理を起こさないために、上司を含めて組織的な事務処理体制の構築が必要不可欠である。債権回収には、債権全体の把握と個別の記録が必要であり、特に交渉記録は重要であるが、十分な整備がされていなかった。交渉記録の整備とともに、債権回収状況の進捗を定期的を確認・共有し、安易に不納欠損処理を行うことのないよう、適正な債権管理に取り組まれない。

また、上下水道使用料においては、水道の使用料の料金納付に関して公平を期すために、給水停止処分取扱要領を定めており、同要領第3条第1項の給水停止の対象者に該当する場合は、給水停止措置を行っている。そして給水停止の解除は、上下水道料金滞納整理要綱第9条第1項で、「滞納の上下水道料金を完納したとき」、同条第2項で、「滞納の上下水道料金の2分の1以上の納付があり、かつ、その残額について上下水道料金分納誓約書の提出があったとき。この場合において、特別な事情がある場合を除き、残額の分納期間は1年を超えることはできないものとする」と規定している。

しかしながら、本市における運用としては、滞納の上下水道料金のうち1カ月分を支払うことにより、給水停止を解除しているとのことであった。

給水停止は、生活に欠かすことのできない水の使用ができなくなり、日常生活に大きな影響を与えるとともに、生命の危険を生じさせる可能性があることから、慎重に行うべきである。生活困窮等の特殊な事情も考慮する必要があるが、受益者負担の平等性・公平性の観点から、法令遵守による適正な対応が求められる。現年度分の収入未済額が増加すれば、翌年度の滞納繰越額は増加する。滞納料金の増加を抑制するためにも、収入未済額の減少に努め、適正な徴収事務に取り組まれない。

第3 総括

債権の徴収業務については、税務収納課を中心に各課の担当者が連携して、徴収業務の勉強会や収納会議を行っており、債権管理方法についてスキルアップが図られている。債権管理に対する取組は全体的に向上しており、各課の課題解決に繋がっている。

しかし、課や係によっては取組が不十分であり、不適切な事務処理も見られたことから、全庁的に、債権に対する職員の意識向上を図る必要性を感じるとともに、組織的な体制整備が必要不可欠である。

債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の種類別に、滞納処分や消滅事由など管理方法に相違があることから、債権の種類を正確に理解し、適正な債権管理が必要である。債権管理において、時効完成等により不納欠損に至った債権は、速やかに処理することはもちろんであるが、組織として効果的・効率的な債権回収に取り組むとともに、不納欠損処理に至らないよう定期的な確認と時効の更新手続を実施することが、特に重要である。

誤った知識が不適切な事務処理に繋がることから、債権管理においては専門的な知識習得は不可欠である。各職員が多忙な中で、徴収業務に割く時間がとりづらい事情があることは承知しているが、納付義務を遵守している市民の存在を十分認識し、職員全員が同じ意識を持って適正な債権管理を行うよう、各課において指導徹底願いたい。

施設使用料の徴収については、香南市使用料条例を始め、各施設の使用料について条例等が定められている。ところが、関係法令の内容に整合性がとれていないものや、規定の表記が利用者に誤解を与えるもの、申請書に対応する許可書の様式が定められていない等、不備が散見された。

また、原則として事前納付と規定しているものの、備品や空調機の使用があるため、事後納付としている運用が非常に多い。

今後は、条例等の規定が、現状や利用者の利便に合致しているかについて、検討するとともに、使用料についての関係法令を担当各課で今一度確認し、統一した事務処理を行うよう努められたい。